

平成20年度 課所掌基本施策進行管理票

課名	(20年度)労働委員会事務局調整課 (21年度)労働委員会事務局審査調整課	課長名	寺内 敏一
----	--	-----	-------

1 課の使命・役割(最終目的/上位目的)

労使紛争は、原則的には当事者間において自主的な解決が図られることが望ましいものですが、現実には、当事者間の利害や主張の対立により、当事者間の交渉では解決が困難な場合があります。そこで、労使の自主解決が困難な労使紛争について、労使の自主性・自律性を尊重しつつ、公・労・使の三者で構成される専門的行政委員会である労働委員会が紛争の早期解決に向けての助力・支援を行うことにより、当事者の歩み寄り、譲歩を促進し、安定した秩序ある労使関係の維持形成に寄与します。

さらに、個別的労使紛争のあっせんの実施により、個々の労働者と使用者の間の労使紛争について、迅速・的確な解決を図ります。

2 施策の概要

施策名	労使紛争の迅速・的確な処理の促進	施策コード	4 - 2 5 0 1
アクションプランにおける位置付け	2 1 産業人材の育成と就業支援		
上位政策計画等		関係課名	

(施策展開の柱)

番号	柱 名
	集团的労使紛争に対する迅速・的確な処理
	個別的労使紛争に対する迅速・的確な処理

3 施策展開

(単位：千円、人)

施策展開の柱			19年度当初予算	20年度当初予算	
			19年度決算	20年度決算	
柱名	集团的労使紛争に対する迅速・的確な処理	金額	41,528	41,652	
概要	<p><目的>労働組合と使用者との間で労使紛争が生じ、自主的な解決が困難となった場合、労働委員会が公正・中立の立場で調整し、紛争の早期解決を図るなど、安定した秩序ある労使関係の維持形成に努めます。</p> <p><内容>労働関係調整法に基づき、労働委員会があっせん、調停、仲裁の争議調整手続きを実施し、労働争議の予防・解決のために必要な助力・支援を行います。</p>	金額	40,607	41,205	
		人員	1.0	1.0	
18年度事後評価等を踏まえた課題及び対応策	<p>労使紛争を解決するため、最も簡易・迅速な制度であるあっせんを実施してきましたが、事件の内容によっては、複数回開催したり、労使の自主的交渉を見守るなど、解決まで長期間を要する場合があります。一律的に処理することには困難な面があります。</p> <p>しかし、今後とも早期解決に向けて あっせん期日の早期設定 あっせん作業の円滑化 に重点的に取り組む必要があります。</p> <p>そのため、被申請者への事前調査の早期実施と被申請者からの早期のあっせん応諾回答の促進を図るとともに、時間外でのあっせん期日設定の提案を行う等、日程調整の円滑化に取り組めます。</p> <p>また、一度のあっせんで解決できるよう、事前調査等による労使紛争の概要の的確な把握や争点の明確化に努めるとともに、類似事例(判例)等をあっせん員に早期に提供することにより、あっせん当日のあっせん作業の円滑化を図ります。</p>				
前年度(19年度)からの具体的変更点・改善点(特に予算上の大幅変更を伴うもの)	平成20年度も、前年度に引き続き制度趣旨の達成に向けた取り組みを進めます。				
検証指標・手段		現状(基準年)	目標(目標年)	達成状況(年月)	区分
上位	第1回あっせんの目標期間内開催(申請日～第1回あっせん開催期日)	30日以内に第1回あっせんを実施。 0件/3件(0.0%) (18年度)	30日以内 (20年度)	30日以内に第1回あっせんを実施したものの 7件/12件(58.3%) (20年度)	A
中間	申請書受付後の事前調査の実施	7日以内に実施 2件/3件(66.7%) (18年度)	7日以内 (20年度)	7日以内に実施したものの 5件/13件(38.5%) (20年度)	B
実施結果	成果に関する説明(指標に関する成果、その他)	<p>20年度の取扱件数は新規に申請のあった13件で、すべて年度内に終了しました。このうちあっせんを実施したものは12件で、第1回あっせんに30日以内に開催したものは7件でした。</p> <p>なお、第1回あっせん開催に要した平均日数は26.9日となっています。</p>			
	問題点・課題に関する説明(指標に関すること、その他)	<p>使用者が被申請者である場合、関係事業所の外、本社等複数の事業所の担当者が調査へ同席する場合があります。その内部調整のため調査実施までに日数を要するケースが見られますので、被申請者の速やかな内部調整、早期の調査実施に向けての協力が欠かせません。</p>			
	特記事項(事務事業の円滑化のために工夫した点、その他)	<p>従来行ってきた労働組合の連合会等を通じての労働争議の調整を含む労働委員会制度についての周知活動に加え、労働組合、使用者を対象とした労使関係相談会を開催し、労働委員会の利用を通じての労使紛争の早期解決を促しました。</p>			

3 施策展開（つづき）

（単位：千円、人）

施策展開の柱			19年度当初予算	20年度当初予算	
			19年度決算	20年度決算	
柱名	個別的労使紛争に対する迅速・的確な処理	金額	と共通	と共通	
概要	<p><目的>個々の労働者と使用者との間で労働条件等について紛争（個別的労使紛争）が生じ、自主的な解決が困難となった場合、労働委員会が公正・中立の立場であっせんを行い、その実情に即した迅速・適正な解決に努めます。</p> <p><内容>「個別的労使紛争のあっせん」を実施し、労働委員会が紛争当事者双方の主張を聞き、歩み寄りを図るなど紛争解決のために必要な助力・支援を行います。</p>	金額	と共通	と共通	
		人員	1.0	1.0	
			1.0	1.0	
18年度事後評価等を踏まえた課題及び対応策	<p>個別的労使紛争は、労働環境の変化を受け増加傾向にあり、また、解雇問題など紛争の内容が労働者にとって迅速な処理を要するものも少なくないことから、あっせんについて、あっせん期日の早期設定、あっせん作業の円滑化に重点的に取り組む必要があります。</p> <p>そのため、被申請者への事前調査の早期実施と被申請者からの早期のあっせん応諾回答の促進を図るとともに、時間外でのあっせん期日設定の提案を行う等、日程調整の円滑化に取り組めます。</p> <p>また、一度のあっせんで解決できるよう、事前調査等による労使紛争の概要の的確な把握や争点の明確化に努めるとともに、類似事例（判例）等をあっせん員に早期に提供することにより、あっせん当日のあっせん作業の円滑化を図ります。</p>				
前年度(19年度)からの具体的変更点・改善点（特に予算上の大幅変更を伴うもの）	平成20年度も、前年度に引き続き制度趣旨の達成に向けた取り組みを進めます。				
検証指標・手段		現状（基準年）	目標（目標年）	達成状況（年月）	区分
上位	目標期間内での終結（申請日～終結日）	40日以内に終結。 10件/10件 100.0% (18年度)	36日以内 (20年度)	36日以内に終結したものの 8件/10件(80.0%) (20年度)	A
中間	申請書受付後の事前調査の実施	7日以内に実施 8件/10件(80.0%) (18年度)	7日以内 (20年度)	7日以内に実施したものの 6件/10件(60.0%) (20年度)	B
実施結果	成果に関する説明（指標に関する成果、その他）	20年度の取扱件数は前年度からの繰越しを含む10件で、すべて年度内に終結しました。このうち目標期間である36日以内に終結したものは8件で、平均処理日数は29.6日でした。			
	問題点・課題に関する説明（指標に関すること、その他）	紛争の当事者である使用者が労働組合のない中小企業の場合が大半で、労働委員会に関する知識・理解が少ないことから、あっせん制度が紛争解決手段として機能するため、一層の周知を図ってまいります。			
	特記事項（事務事業の円滑化のために工夫した点、その他）	県及び県内市町村の相談（受付）機関に対し、労働委員会で行う個別的労使紛争のあっせん制度について周知活動を行い、労使紛争の早期解決のため同あっせん制度の利用を促しました。			

21 年度 以降 の 対応	実施結果を踏まえた 今後の具体的施策・ 事業展開		労使紛争の早期解決に有効であるあっせんに迅速・的確に実施できるよう、更なる日程調整の円滑化に努め、すべての事件が目標を達成できるよう努めてまいります。 また、労働委員会が行う制度の一層の周知を行い、あっせんの利用を通じて個別的労使紛争の早期解決を図ってまいります。
	柱 の 方向 性	事業量	A 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> B 維持 C 縮小 D 大幅に縮小
		改善事項	<input type="checkbox"/> 無 有（内容： _____）

4 柱ごとの評価を踏まえた施策（課）全体としての達成状況と方向性

達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> A 施策目的の達成に向けて順調に進んでいる <input type="checkbox"/> B 施策目的の達成に向けて概ね順調に進んでいる（一部に課題がある） <input type="checkbox"/> C 施策目的の達成に向けて困難な課題がある
21 年度以降特に重点的に取り組む施策展開と資源配分（予算・組織・人員）の方向性	労働委員会が行う紛争調整制度について一層の周知を図り、制度の理解浸透を進め、潜在化している紛争の解決に役立つよう対応する必要があります。

（二次評価結果）

<p>労使紛争の早期解決に有効であるあっせんの早期開催に向け、更なる日程調整の円滑化に努め、処理日数の短縮を図ること。</p> <p>紛争の早期解決に向けた利用促進のため、一層の制度周知を図ること。</p>
